

改正 平成25年3月30日規則第41号

沖縄県公共事業評価監視委員会規則をここに公布する。

沖縄県公共事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)第2条の規定に基づき、沖縄県公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 地域の実情に精通している公平な立場にある有識者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成25年規則41号〕

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏な立場で、調査審議しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の聴取を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木建築部土木総務課において処理する。

一部改正〔平成25年規則41号〕

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第241条第2号の表中

「沖縄県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項を調査し、及び必要に応じて知事に対し意見を具申すること。	土木建築部	都市計画・モノレール課
--------------	---	-------	-------------

を

「沖縄県公共事業 評価監視委員会	県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。	土木建築部	土木企画課
沖縄県屋外広告 物審議会	屋外広告物に関する重要事項を調査し、及び必要に応じて知事に対し意見を具申すること。	土木建築部	都市計画・モノ レール課

に改める。

附 則（平成25年3月30日規則第41号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。